



日本政府による京都メカニズムクレジット取得事業

Masaru Moriya

(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) 森谷 賢

1. はじめに

平成 17 年 2 月、京都議定書が発効し、我が国は 2008 年～2012 年の第一約束期間において 1990 年比で 6% の温室効果ガスの排出量を削減することとなりました。この京都議定書においては、附属書 I の先進国の技術・資金を用いて非附属書 I の発展途上国等でのプロジェクトによって生じた排出削減量を活用する (CDM: クリーン開発メカニズム)、先進国間でのプロジェクトによる排出削減量を活用する (JI: 共同実施)、他の先進国の排出割当量を活用する (GIS による ET: 排出量取引) といった、目標達成に係る柔軟措置が京都メカニズムとして認められています。

京都議定書の約束を達成するため、国内温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力していくこととなりますが、それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分 (基準年総排出量比 1.6%) が見込まれます。この差分については、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムの活用により対応することが必要となります。

このため、京都メカニズムを活用し、排出削減量等、いわゆるクレジット (CER, ERU, AAU) を取得する「京都メカニズムクレジット取得事業」を、政府は平成 18 年度から NEDO に委託しました。NEDO が当該事業を実施するに当たっては、[1] クレジット取得に係るリスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること、[2] 地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図ること、という観点を踏まえます (ただし、新規植林及び再植林に係る CDM プロジェクト並びに原子力 CDM プロジェクトより発行されるクレジットは取得対象外となっています。)

なお、NEDO が取得したクレジットは、毎年度、国別登録簿の政府口座に移転されます。

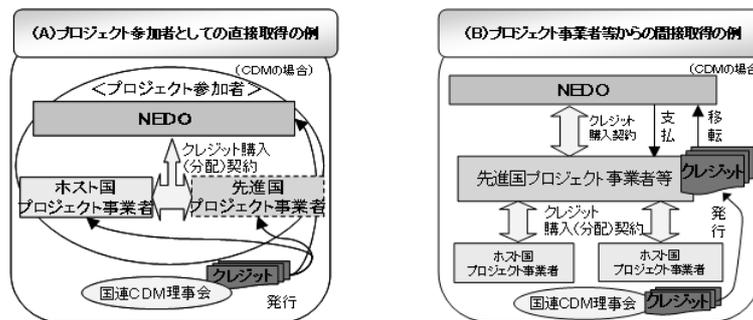
2. 平成 18 年度事業

平成 18 年度事業は 7 月から通年公募を開始いたしましたが、NEDO が、自らもプロジェクト参加者となり、他のプロジェクト参加者とクレジット購入契約 (最長の場合、2014 年 1 月末) を締結し、クレジット発行者 (CER については CDM 理事会、ERU 及び AAU については附属書 I 国) からクレジットを直接取得する「直接取得型 (図 A)」、およびクレジットを既に取得又は今後取得する見込みのある事業者との間で転売によるクレジット購入契約を締結する「間接取得型 (図 B)」の両手法等を活用し、京都議定書の削減目標を達成するために必要な量のクレジットの確保にかつ費用対効果を考えた取得を目指しました。

応募者には、購入契約書 (ERPA) の標準雛型 (案) を提示し、契約の基本条件を明らかにします。契約根拠法及び契約使用言語は、当事者間で別段の定めがない限り、原則として日本法及び日本語です。

契約締結者に対するクレジットの対価の支払いについては、原則、円建て・payment on delivery、例えば CDM 理事会からクレジットが発行され NEDO へ移転後の円建て支払いとなりますが、条件に応じて前払いも行います。ただし、この場合には原則として第三者保証等を求めます。

平成 18 年度における政府予算は、平成 18 年度中に NEDO が締結した契約に対して、平成 18 年度から平成 25 年度の間、累計最大 122 億円の支出を可能とするものです。平成 19 年度における政府予算は、平成 19 年度中締結の契約に対して、同様な形で、平成 19 年度から平成 25 年度の間、支出可能額は約 3 倍 (407 億円) となります。



資格要件

法人格	・日本法人 (登記法人) 又は海外法人 ・国際コンソーシアム (日本法人 (登記法人) 及び海外法人により構成される組織)
信用力	・外部格付けを有する企業は長期格付けをチェックします。 ・外部格付けを有さない場合には外部信用調査機関等を活用しつつ、提案者の信用力及び財務能力を審査します。
契約移転総量	・直接取得型の場合――原則 25 万トン以上 (第一約束期間内) ・間接取得型の場合――原則 50 万トン以上 (第一約束期間内)
事業管理能力	・事業遂行のための十分な社内組織体制が整っていること。 ・京都メカニズムに関する事業実績を有すること、またはそれらを活用できる体制を有すること。
環境及び地域住民	・プロジェクトは、環境及び地域住民に対する影響について配慮したものであること (直接取得型の場合)。 ・提案者は環境及び地域住民に対する影響について配慮していること (間接取得型の場合)。